

那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 5 月 30 日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城 間 幹 子

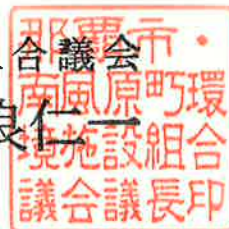
(提案理由)

働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員法に係る規定の改正内容に準じて行われた、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 95 号) の施行に伴い同様の措置を講ずるため、この案を提出する。

平成 29 年 5 月 30 日 原案可決

那覇市・南風原町環境施設組合 議会

議長 平良仁



那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成12年2月23日条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。<u>以下「育児休業法」という。</u>)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する<u>育児短時間勤務</u>(以下「<u>育児短時間勤務</u>」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「<u>育児短時間勤務等の内容</u>」という。)に従い、管理者が定める。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第6条 管理者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2 管理者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第5条の2に規定する勤務(災害その他避</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項の<u>育児短時間勤務</u>の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「<u>育児短時間勤務等の内容</u>」という。)に従い、管理者が定める。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第6条 管理者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(<u>民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)</u>であって、当該職員が現に監護するもの、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号の養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。)</u>)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2 管理者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第5条の2に規定する勤務(災</p>

改正前	改正後
<p>けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項及び第5項において同じ。)をさせてはならない。</p>	<p>害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項、第5項及び第6項において同じ。)をさせてはならない。</p>
<p>3～4 [略]</p>	<p>3～4 [略]</p>
<p>5 [略] (介護休暇)</p>	<p>5 管理者は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第5条の2に規定する勤務をさせてはならない。</p>
<p>第11条 介護休暇は、職員が要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>6 [略] (介護休暇)</p>
<p>第11条 介護休暇は、職員が要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>第11条 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、管理者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>
<p>2 介護休暇の期間は、<u>要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</u></p>	<p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内において必要と認められる期間とする。</u></p>
<p>3 介護休暇については、次に掲げるとおり給与額を減額する。</p>	<p>3 介護休暇については、次に掲げるとおり給与額を減額する。</p>
<p>(1) <u>組合給与条例第2条第1項の規定に基づき準用する那覇市給与条例第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、那覇市給与条例第2条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額</u></p>	<p>(1) <u>組合職員の給与に関する条例第2条第1項の規定に基づき準用する那覇市職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、那覇市職員の給与に関する条例第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額</u></p>
<p>(2) 前号の規定にかかわらず南風原町から派遣された職員については、<u>組合給与条例第2条第2項の規定に基づき準用する南風原町給与条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、南風原町給与条例第20条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額</u></p>	<p>(2) 前号の規定にかかわらず南風原町から派遣された職員については、<u>組合職員の給与に関する条例第2条第2項の規定に基づき準用する南風原町職員の給与に関する条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、南風原町職員の給与に関する条例第20条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額</u> (介護時間)</p>
<p>第11条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>第11条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>
<p>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</p>	<p>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</p>
<p>3 介護時間については、次に掲げるとおり給与額を減額する。</p>	<p>3 介護時間については、次に掲げるとおり給与額を減額する。 (1) 組合職員の給与に関する条例第2条第1項の</p>

改正前	改正後
<p>(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)</p> <p>第12条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)及び介護休暇については、規則の定めるところにより、管理者の承認を受けなければならない。</p>	<p>規定に基づき準用する那覇市職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、那覇市職員の給与に関する条例第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず南風原町から派遣された職員については、組合職員の給与に関する条例第2条第2項の規定に基づき準用する南風原町職員の給与に関する条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間当たりの給与額</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)</p> <p>第12条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、管理者の承認を受けなければならない。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 	

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過処置)

- 改正前の那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第11条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第11条第1項の指定期間については、管理者は、規則の定めるところにより、当該介護休暇の初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。